

奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 市長は、市民参画及び協働によるまちづくりの推進を図るため、地域自治協議会（奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱（平成30年奈良市告示第168号）第2条に規定する協議会（以下「協議会」という。）をいう。）の設立初期の立ち上がりに要する経費に対し、予算の範囲内で奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象者）

第2条 交付金の交付を受けることができる者は、協議会とする。

（交付対象事業）

第3条 交付金の交付を受けることができる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の運営
- (2) 自主的・自立的な地域のまちづくり事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

2 交付金の交付は、奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱（平成30年奈良市告示第168号）第7条に規定する協議会の認定を行った年度から起算して 年を限度とする。

（交付対象経費および交付金の額）

第4条 対象事業に要する経費のうち交際費及び慶弔費並びに懇親会等に係るものは、交付金の対象としない。

2 交付金の額は、基礎額と人口割額の合計とし、次に掲げる金額を限度とする。

- (1) 基礎額 年 円
- (2) 人口割額 協議会の区域内人口1人あたり 年 円

（交付金の交付申請）

第5条 交付金の交付を受けようとする協議会は、規則第4条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約
- (4) 協議会の役員の氏名及び参加団体の名称を記載したもの
- (5) 組織図
- (6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第6条 交付金の交付を受けた者は、規則第14条に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象事業に関する支出を証明する書類
- (2) 協議会活動報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。